

[協力]

◆ 市民協働事業について

男女共同参画センター登録団体、その他の市民団体・グループ・NPO等および市民が男女共同参画社会の実現を目的とし、男女共同参画センター指定管理者と協働して実施する事業です。

◆ 対象となる事業について

- (1) 男女協働参画社会の実現のために企画された事業であること
- (2) 広く市民に開かれた事業であること
- (3) 各年度内に実施すること
- (4) 営利を目的とした事業でないこと
- (5) 入場料の徴収、物品の販売を伴う事業でないこと

◆ 協働の対象について

- (1) 東大阪市内に活動拠点があること
- (2) 政治又は宗教活動を主たる目的としていないこと
- (3) 東大阪市内男女共同参画センター条例または同条例施行規則を遵守していること

◆ 応募方法について

男女共同参画センター・イコーラムのホームページからお申込みください。
申込み確認後、申請用紙等をメールで送ります。

◆ 実施決定について

東大阪市第4次男女共同参画推進計画に沿う内容と判断した事業につき、実施決定します。
なお、選考結果については応募者に通知します。

※東大阪市第4次男女共同参画推進計画

<https://www.city.higashiosaka.lg.jp/cmsfiles/contents/0000030/30006/zenntai.pdf>

◆ 実施報告について

事業終了後、速やかに市民協働事業実施報告書を男女共同参画センター・イコーラムに提出していただきます。

東大阪市立男女共同参画センター 市民協働事業実施要綱等（要約）